

香川県立保健医療大学 学生・教職員連絡会議運営要領

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学(以下「本学」という。)における学生の勉学等の活動を円滑にするとともに学生と教職員の連携を深めることを目的として、学生・教職員連絡会議(以下「会議」という。)を設置し、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 会議は、学生代表と学生委員会委員で構成する。

2 学生代表は、看護学科及び臨床検査学科の各学年クラスにおいて、それぞれ選出された代表2人とし、総数16人とする。

(会議)

第3条 会議は、第1条の目的達成のため意見交換の場として毎年2回開催するものとする。また、必要に応じて臨時に開催するものとする。

2 会議は、学生代表及び学生委員会委員のそれぞれ過半数の出席により成立する。

(議長等)

第4条 議長は、学生委員会の委員長をもって充てる。

2 副議長は学生代表又は学生委員会委員の互選により選出する。

3 書記は、会議の都度、出席した学生代表又は学生委員会委員の互選により選出する。

4 議長は、会議を招集する。

5 議長が出席できない場合は、副議長が議長の職務を代理する。

6 副議長は、前条第1項の臨時の会議の開催を議長に申し入れることができる。

(報告)

第5条 議長は、会議の内容を関係する学内委員会等に報告するものとする。

2 学生代表は、会議の内容を自身が所属するクラスの学生に報告するものとする。学生代表が2人も欠席したクラスについては、他の学生代表が、当該クラスの学生に報告するものとする。

(要領の改正)

第6条 本要領は、本会議において、学生代表、学生委員会委員の出席者のそれぞれ3分の2以上の同意により改正する。

(附則)

この要領は、平成21年1月21日から施行する。

(附則)

この要領は、平成29年5月12日から施行する。

(附則)

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年2月9日から施行する。